

「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」の改正（平成21年10月1日施行）

の要旨とQ&A

要旨

- ①建築物バリアフリー条例との関係整理が行われ、当条例との重複部分に関しては、一部届出が不要となる施設がある。
- ②届出が必要な施設については、届出義務から遵守義務となる。
- ③生活に身近な店舗（診療所、物販店舗、飲食店、サービス店舗、給油取扱所等）のうち200㎡未満のもの（以下、小規模建築物という）に遵守基準が創設された。
- ④遵守基準、適合証交付基準である努力基準が厳格化された。

Q1. 改正前後の届出はどこで線引きをすればよいか。

- A. 福祉のまちづくり条例にかかわる届出は、着工の30日前までとなっています。したがって、10月30日以降に着工する施設については改正後の基準による届出が必要になります。10月1日～29日に着工する施設についても、できる限り届出をお願いします。

Q2. 特定都市施設の面積判断は。

- A. 新設する施設については、バックヤードなどの従業員が利用する部分や物品倉庫等を含め全体の床面積で判断します。
増築等の場合は、当該増築等に係る部分の床面積で判断します。

Q3. バリアフリー条例との関係整理により届出が不要になる施設とは。

- A. 一例を挙げると、共同住宅はこれまで5,000㎡以上のものについては、敷地内通路・出入口、廊下、公共的通路の項目において福祉のまちづくり条例での届出が必要でした。改正後は、公共的通路の項目に該当がない限り、当条例での届出は必要ありません。ただし、適合証交付を望まれる場合は、当条例の努力基準を充たした上で、交付請求の届出→検査→交付という、これまで通りの手続きをしていただきます。

Q4. 届出に必要な書類は。

- A. 以下の書類を正副2部用意して下さい。

○第3号様式 「特定都市施設設置工事計画（変更）届出書（建築物）」

○第5もしくは7号様式 特定都市施設整備項目表

○図面 ✓付近見取図（＝案内図） ✓配置図 ✓平面図 ✓断面図

※トイレ・エレベーターは仕様のわかるもの

※様式は東京都のホームページからダウンロードしてください。